

役員報酬及び旅費規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人貴心会の役員の報酬及び出張する役員に支給する旅費について定めるものである。

(定義)

第2条 本規定でいう役員とは、理事及び監事、評議員をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員の職務執行の対価として支払われものである。

3 旅費は、役員が出張した場合に当該役員に対して支払われるものである。

(理事会の出席報酬)

第3条 理事長及び理事が、理事会に出席したときは、1日分の報酬5,000円を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

(理事の勤務報酬)

第4条 理事長が、理事会（出席）以外の日において法人及び施設の運営のために業務にあたった場合には、1日分の報酬5,000円を支払うことができる。

2 理事が、理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合には、1日分の報酬5,000円を支払うことができる。

(監事の勤務報酬)

第5条 監事が、理事会に出席したときは、1日分の報酬5,000円を支払うことができる。なお、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬はこれを支払わないものとする。

2 監事が、理事会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導監査への立合及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合には、1日分の報酬5,000円を支払うことができる。

(評議員の勤務報酬)

第6条 評議員が、評議会に出席したときは、1日分の報酬5,000円を支払うことができる。なお、同日にあわせて評議員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬はこれを支払わないものとする。

2 評議員が、評議会（出席）以外の日において、評議員に係る業務にあたった場合には、1日分の報酬5,000円を支払うことができる。

(評議員選任・解任委員の勤務報酬)

第7条 評議員選任・解任委員が、評議員選任・解任委員会に出席したときは、1日分の報酬5,000円を支払うことができる。なお、同日にあわせて評議員の選任・解任に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬はこれを支払わないものとする。

2 評議員選任・解任委員が、評議会選任・解任委員会(出席)以外の日において、評議員の選任・解任に係る業務にあたった場合には、1日分の報酬5,000円を支払うことができる。

(苦情対応第三者委員の勤務報酬)

第8条 苦情対応第三者委員が、理事会に出席したときは、1日分の報酬5,000円を支払うことができる。なお、同日にあわせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬はこれを支払わないものとする。

2 苦情対応第三者委員が、理事会(出席)以外の日において法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合には、1日分の報酬5,000円を支払うことができる。

(役員職務証跡)

第9条 役員は、法人職務証跡資料として、職務証跡の作成に協力するものとする。

(旅費の種類)

第10条 旅費の種類は、交通費、宿泊料とする。

1 交通費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の現に支払った鉄道賃、船賃、航空賃、車賃とする。

2 宿泊料は、一泊につき13,000円とし、旅行のために現に要した宿泊日数によって計算する。

3 近距離日帰り出張については、交通費は出張の実情に応じて5,000円を限度として支給する。理事会等に関しては、自家用車の場合、1,000円を限度として支給する。

(旅費の請求手続)

第11条 旅費の支給を受けようとする者は、旅費請求書を提出する。

第12条 旅費は、出張期間終了後、請求者に支払う。ただし、必要に応じて出発前にその概算を仮払いすることができる。この場合、出張した役員は帰任後旅費等の清算をしなければならない。

(附則)

この規定は、平成27年4月1日より適用する。

改訂 令和4年4月1日一部改訂